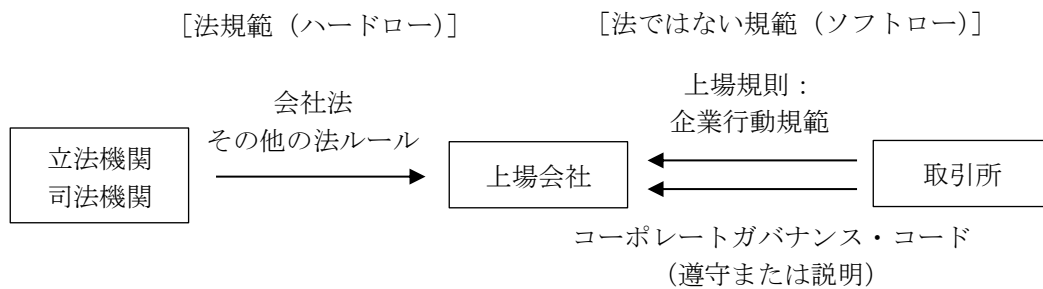


3. 企業統治ルールの所在、非公開会社

3-1. 企業統治ルールの所在



(1) 企業行動規範（東京証券取引所有価証券上場規程の一部）

「遵守すべき事項」＝上場会社として最低限守るべき事項

→違反の場合、実効性確保手段（公表措置等）

「望まれる事項」＝上場会社に対する要請事項を明示し、努力義務を課す

(遵守すべき事項) (独立役員の確保) 第 436 条の 2
 上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役……又は社外監査役……をいう。以下同じ。）を 1 名以上確保しなければならない。（以下略）

たとえば、次の者は独立性基準を満たさず（独立役員とはいえず）

- ・ 上場会社の主要な取引先の業務執行者
- ・ 役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント

社外取締役（会社 2⑮）・社外監査役（会社 2⑯） ⇔ 独立役員

例：主要な取引先の業務執行者に取締役就任してもらった場合

(2)コーポレートガバナンス・コード (CG コード。東京証券取引所)

望ましい企業統治のあり方を原則の形で提言

→遵守または説明 (comply or explain) ——そのような方法がとられる理由

【原則 4-8.独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。（以下略）

事例 3-a 企業統治ルールの所在

A 会社は監査役会設置会社であり、公開会社かつ大会社である。A 会社は、その発行する株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場している。A 会社は社外取締役を 3 名選任しており、そのうち 1 人は、同取引所の定める独立役員要件を満たす。他方で、A 会社は、独立社外取締役を複数置くことは望ましくないと考えており、コーポレートガバナンス・コードの原則 4-8 は実施せず、その理由を同社の「コーポレート・ガバナンス報告書」で説明している。

社外取締役選任義務（会社 327 の 2。1-3(3)）／企業行動規範／CG コード

3-2.非公開会社と機関設計

(1)公開会社と非公開会社

東京証券取引所上場会社=3828 社（2022.9.30） ⇔ 株式会社数=250 万社あまり

非上場会社=ほとんどは非公開会社（⇔公開会社：会社 2⑤）

*譲渡制限（会社 107 I ①・108 I ④）（「会社法Ⅱ」） ⇔ 株式の譲渡自由（会社 127）

非公開会社の経済的規模

(2)非取締役会設置会社

株式会社の機関設計の選択肢（会社 327・328。「会社法Ⅰ」）

	非公開会社	公開会社
非大会社	1. 取締役 2. 取締役+監査役 3. 取締役+監査役+会計監査人 4. 取締役会+会計参与 5. 取締役会+監査役 6. 取締役会+監査役会 7. 取締役会+監査役+会計監査人 8. 取締役会+監査役会+会計監査人 9. 取締役会+指名委員会等+会計監査人 10. 取締役会+監査等委員会+会計監査人	16. 取締役会+監査役 17. 取締役会+監査役会 18. 取締役会+監査役+会計監査人 19. 取締役会+監査役会+会計監査人 20. 取締役会+指名委員会等+会計監査人 21. 取締役会+監査等委員会+会計監査人
大会社	11. 取締役+監査役+会計監査人 12. 取締役会+監査役+会計監査人 13. 取締役会+監査役会+会計監査人 14. 取締役会+指名委員会等+会計監査人 15. 取締役会+監査等委員会+会計監査人	22. 取締役会+監査役会+会計監査人 23. 取締役会+指名委員会等+会計監査人 24. 取締役会+監査等委員会+会計監査人

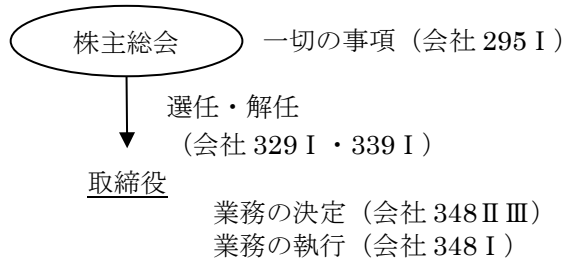
*いずれにしても株主総会は必須

公開会社と大会社 [テキスト 1 章 3 節 2(4)(5)]

公開会社（会社 2⑤）＝発行する全部または一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない会社
＝自由に譲渡できる株式を発行している会社

⇔非公開会社（閉鎖会社）＝発行する株式全部にそのような譲渡制限を設けている会社
＝自由に譲渡できる株式を発行していない会社

大会社（会社 2⑥）＝資本金≧5 億円 or 負債総額≧200 億円



*他の機関も任意に設置可
ただし、監査役会・監査等委員会・指名委員会等は非取締役会設置会社に置かず (会社 327 I ②~④)

非取締役会設置会社と特例有限会社 [テキスト 1 章 2 節 3]

非取締役会設置会社=実質的には、会社法制定前の有限会社を引き継ぐもの
有限会社=会社法制定に伴い廃止。ただし、制定前から存在した有限会社は、従来の有限会社法と同様のルール適用を受けることが認められた (特例有限会社)

3-3.非公開会社と会社法

(1)非公開会社と会社法のルール [テキスト Column3-3、4 章 6 節]

非公開会社=株主数少・株主間の結びつき→これに適したルールは？

(a)機関についての柔軟な取決め	取締役・執行役の資格 (会社 331 II 但・402 V 但) 役員任期 (会社 332 II・334 I・336 II) 監査役権限の限定 (会社 389)
(b)株主総会の招集・決議の簡素化	招集期間の短縮 (会社 299 I) 株主全員の同意で招集・決議を簡素化 (会社 300・319=規定上は非公開会社に限らないが、株主が多い会社では実質的に不可能)
(c)株主権の行使	保有期間の定めなし (会社 297 II・360 II 等)
(d)株主の権利内容についての柔軟な取決め	議決権制限株式数の制限なし (会社 115) 株主の権利に関する属人的定め (会社 109 II) 種類株主総会による取締役・監査役選任 (会社 108 I ⑨)

(2)株主の権利内容

事例 3-b 株主の権利内容についての取決め

A・B・Cの3人は、一緒に株式会社を設立し、株主になった。設立の際に、Aは2000万円、Bは1000万円、Cは500万円を出資した。(ア)取締役は全部で7人として、Aが取締役を4人、Bが2人、Cが1人選べるような取決めをしたい。(イ)株主総会での議決権は、A・B・Cが1人あたり1個持つような取決めをしたい。

クラスボーディング (会社 108 I ⑨)

⇔そのような取決めをしない場合 (株式数は出資額に比例+議決権の過半数で取締役選任)

株主平等原則 (会社 109 I) ⇔ 属人的定め (会社 109 II)

(3)少数株主の抑圧

事例 3-c 少数株主の抑圧

P会社は、会社の支配株主と対立している株主Aを会社運営から排除するために、株主総会で定款変更の決議 (会社 309IV) をして、Aの1株あたりの議決権と配当受領権を他の株主の100分の1とする属人的定め (会社 109 II) を設けた。

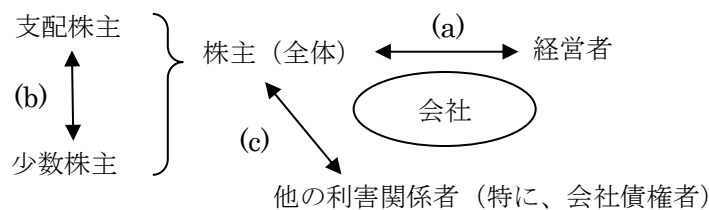
東京地立川支判平 25・9・25 金判 1518-54

「属人的定め制度についても株主平等原則の趣旨による規制が及ぶと解するのが相当であり、同制度を利用して行う定款変更が、具体的な強行規定に形式的に違反する場合はもとより、差別的取扱いが合理的な理由に基づかず、その目的において正当性を欠いているような場合や、特定の株主の基本的な権利を実質的に奪うものであるなど、当該株主に対する差別的取扱いが手段の必要性や相当性を欠くような場合には、そのような定款変更をする旨の株主総会決議は、株主平等原則の趣旨に違反するものとして無効になるというべきである。」

「本件決議は、その目的の正当性及び手段の相当性が認められず、株主平等原則の趣旨に著しく違反する上、……株主平等原則違反の内容、程度に照らすと、多数決の濫用により少数株主である原告の株主としての基本的権利を実質的に奪うものであり、公序良俗にも違反するというべきである。」

そうすると、本件決議は、決議の内容自体が法令に違反するものとして無効であるというほかない。」

(4) 会社をめぐる利害の対立



上場会社

= 株主数・個々の株主の持株割合 → (a)~(c)のうち深刻なのは？

非公開会社

= 株主数・個々の株主の持株割合 → (a)~(c)のうち深刻なのは？